公　示　送　達　書

白山市告示第１８７号

　下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでないので、地方税法第２０条の２第１項の規定により公示送達します。
　これらの書類は、総務部納税課において保管してありますから、申し出があればいつでも交付します。

令和８年６月１日

白山市長　田　村　敏　和

公示送達する書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称	摘要
債権差押調書(謄本)	アルファニ　ガリー　プリアンボド	
債権差押調書(謄本)	サイソン　ジョナサン　ディアテ	
	以下余白	

備考　上記の書類は、地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達した日から起算して７日を経過したときに送達があったものとみなされます。